横浜市児童が在園する【横浜市外施設】 保育・教育施設設置者 様 施設長・園長 様

> 横浜市こども青少年局保育・教育給付課長 保育・教育運営課長

物価高騰対策支援事業の請求について【通知】【下半期(10月~3月)】

日頃より、本市の教育・保育行政に御協力くださり、誠にありがとうございます。

急激な物価高騰が長期化している状況を鑑み、<u>貴施設所在自治体で「物価高騰対策支援に相当する加算」を実施する場合</u>、下半期(10月~3月)分も、横浜市児童分の給付費等請求の際、併せてご請求いただけます。(上半期(4月~9月)については、令和5年7月18日付こ保給659号にて通知済み)

1 助成対象

市区町村独自で定めている加算(公定価格の請求方法を準用するもの)のうち、「物価高騰対策 支援」に相当する加算

対象期間:令和5年10月~令和6年3月

対象児童:横浜市児童

※児童あたりの加算のみ対象(貴施設所在自治体に請求している場合は除く。)

施設あたりの加算は対象外

対象金額:施設・事業所所在の市区町村が実施する「物価高騰対策支援加算」の額

2 請求方法

支払いは、貴施設からの請求をもって、お支払いします。

毎月の給付費等をご請求される際、請求明細書の「市町村助成明細欄」に「物価高騰対策支援」 に関する記載をご記入ください。毎月の給付費と一緒にお支払いします。

毎月の請求方法は、4をご確認ください。

請求明細書は、4よりダウンロードできます。

3 請求期間

令和6年3月5日(火)まで ※電子申請での提出です。

- ※3月5日までに、請求明細書を電子申請にてご提出ください。その後、本市が指定する期日までに請求書を提出した場合に限ります。
- ※本加算は内閣府地方創生推進室が所管する「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を原資としており、年度を超えた支払いはできません。

4 その他

毎月の請求方法、様式のダウンロードについて

横浜市 市外の施設 検索

でご確認いただけます。

5 よくある質問(再掲)

問	答
「物価高騰対策支援」に相当するものは、すべて請求できるのか。	対象となるのは、市区町村独自で定めている加算 (公定価格の請求方法を準用するもの)のうち、 「物価高騰対策支援」に相当する加算です。 公定価格の請求方法を準用しないもの(例:公定 価格とは別で請求する補助金など)は、対象外で
「物価高騰対策支援」に相当する、市区町村独自で定めている加算(公定価格の請求方法を準用するもの)は、すべて請求できるのか。	す。 対象となるのは、「児童」を対象とした加算に限り ます。「施設」を対象とした加算は、対象外です。
「物価高騰対策支援」に相当する、市区町村独自で定めている加算(公定価格の請求方法を準用するもの)かつ、「児童」を対象とした加算はすべて請求できるのか。	請求可能ですが、施設が所在する市区町村と、横 浜市への二重の請求にならないよう、ご注意くだ さい。
上半期で、横浜市から対象外と言われたのに、本 通知が来た。	9月1日現在、横浜市の児童が在園する施設には一律に本通知をお送りしています。

<担当>

制度趣旨について : 保育・教育運営課 671-3564 請求手続について : 保育・教育給付課 671-0206 ※お電話のおかけ間違いにご注意ください。

